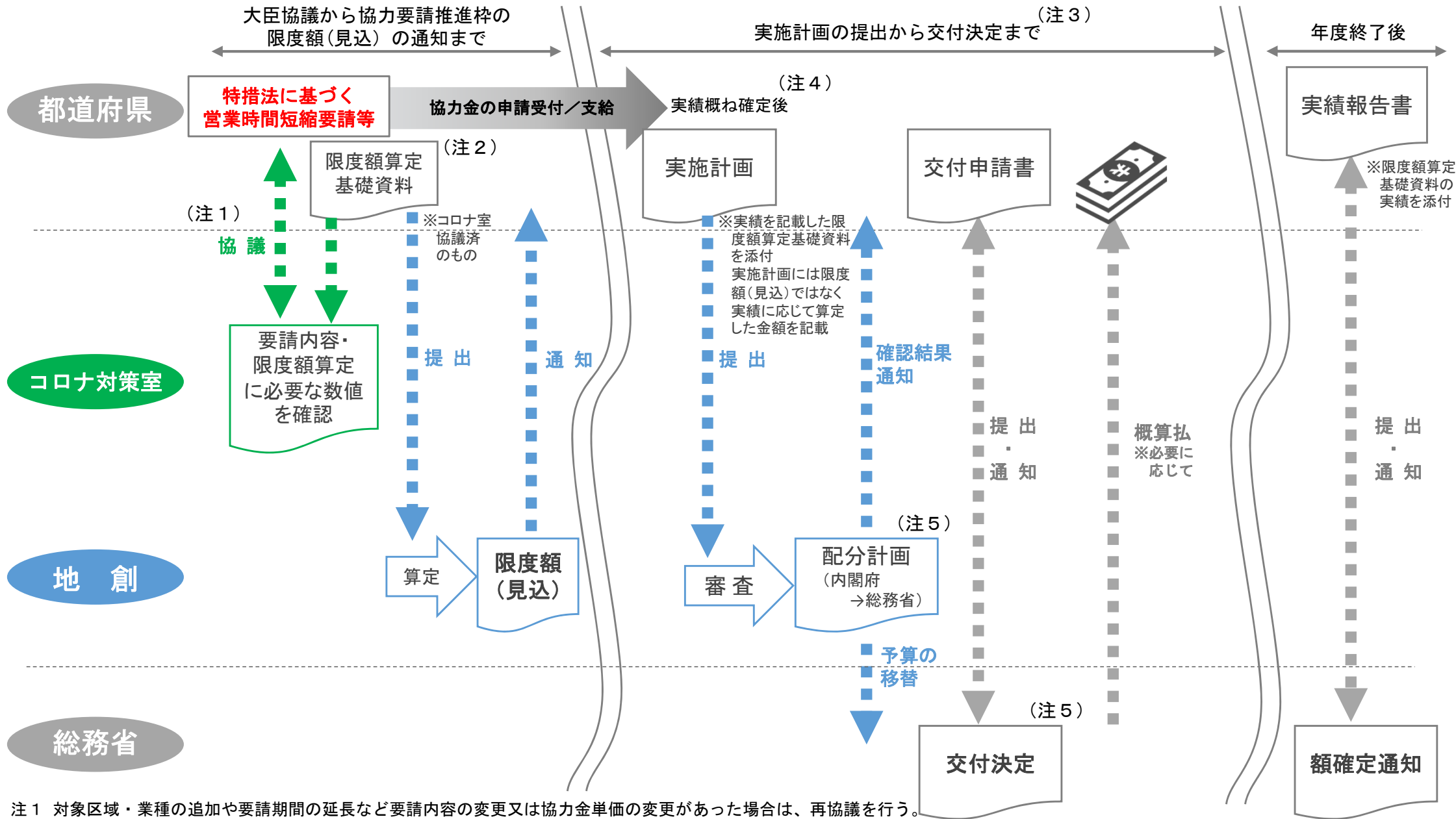


# 地方創生臨時交付金 「協力要請推進枠」に関する手続フロー（見直し後）



注1 対象区域・業種の追加や要請期間の延長など要請内容の変更又は協力金単価の変更があった場合は、再協議を行う。

注2 限度額算定基礎資料のうち件数等の数値について、過去の要請分は実績に順次更新

注3 原則として、各都道府県における協力金の実績が概ね確定した後に、通常分の実施計画と合わせて手続を進めるが、迅速な交付金の交付が特に必要な場合は応相談。また、事業費の増額又は2割超の減額が見込まれる場合は、実施計画の変更の必要があるものとする。

注4 平均単価方式の場合は申請実績、規模別方式の場合は支給実績が概ね確定した後に、実施計画への記載を認める。

注5 限度額(見込)の全額を予算移替・交付決定せず、実績に応じて算定した額(計画記載用限度額)を予算移替・交付決定することとする。